

GHSに対応した現場で活用し易い化学物質取り扱いマニュアルの作成 —中・小規模事業場の作業者に向けて—

研究代表者 神奈川県産業保健推進センター 所長 石渡弘一
共同研究者 神奈川県産業保健推進センター 産業保健相談員
渡辺 哲、中明 賢二、千葉宏一、新津谷 真人、
倉田 達明、森田 哲也、鶴岡 寛治、白須 吉男、
芦田 敏文、阿部龍之、興 貴美子、菊池 昭

1 はじめに

平成12、14年度に、化学物質管理におけるMSDSがどのように理解され、利用されているか、又改善が要望されているか等をアンケート調査し、その結果から“現場作業者に理解し易いマニュアル”を作成し、化学物質取り扱い事業場の利用に供してきた。平成18年から、MSDSにGHS導入が義務化されたので、平成20年度はGHS対応MSDSが現場でどの程度理解され、化学物質管理の改善に寄与しているか等についてアンケート調査を実施した。また、“GHS対応の化学物質取り扱いマニュアル作成”の必要性が認められたので、7種類の同マニュアルを作成した。

2 対象と方法

過去に調査対象とした1709事業場についてアンケート調査票を郵送し、化学物質（化学薬品）の使用の有無、MSDSの提供状況、提供されたMSDSのGHS対応状況、GHS表示・文書交付義務化の認知度、提供されたMSDSへの理解度、現行のMSDSへの改善要望事項など18項目、及び産業医へのMSDSに関する質問7項目について調査を実施した。

また、GHSに対応した作業工程に則した“化学物質取り扱いマニュアル”の作成は、研究者が各事業場に赴き、安全衛生担当者等の意見を直接聴取する方法で実施した。

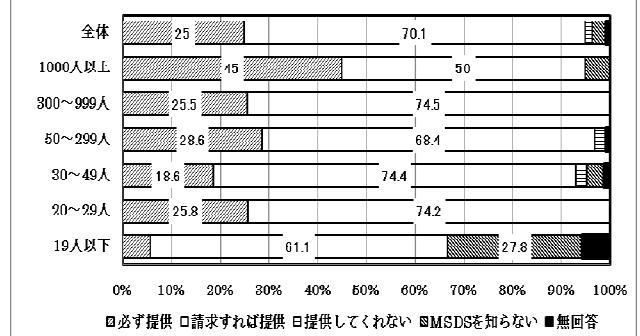
3 結果

- (1) 511事業場より回答を得、有効回答率は29.9%であった。
- (2) 業種は製造業が全体で71.8%を占めた。規模別では

50～299人群が全体で31.3%と最も多かった。

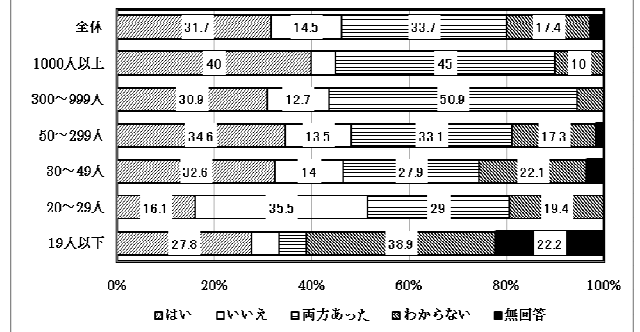
- (3) 事業場の化学薬品（安衛法通知物質0.1%以上含む）の使用は対象事業場の67.3%に認められた。
- (4) MSDSの提供状況は、20人以上の各群では「必ず提供してくれる」と「請求すれば提供してくれる」を併せると90%を超えるものの、1000人以上の事業場でさえ、請求しなければMSDSが提供されない状況にあった。（図1）

図1 MSDSの納入業者からの情報提供



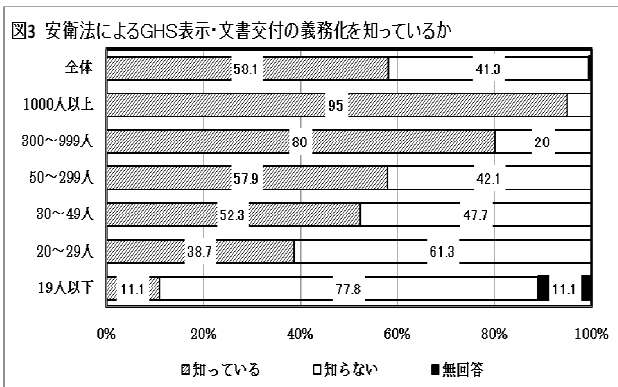
- (5) GHS対応MSDSの提供状況については、GHS対応であった（「はい」）は全体で31.7%であり、1000人以上でも40.0%に止まった。（図2）

図2 提供されたMSDSはGHS対応であったか

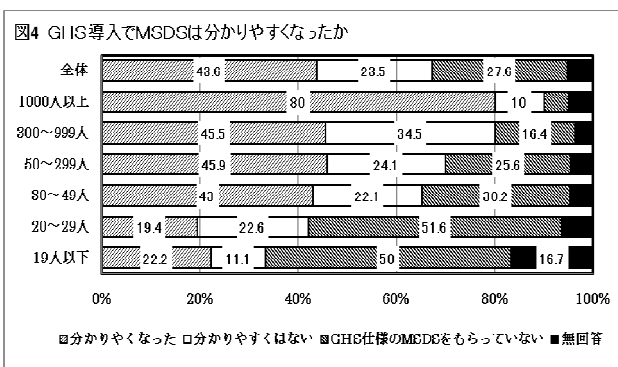


- (6) GHS表示・文書交付義務化の認知状況については、1000人以上では95%が認知していたが、19人以下の群で

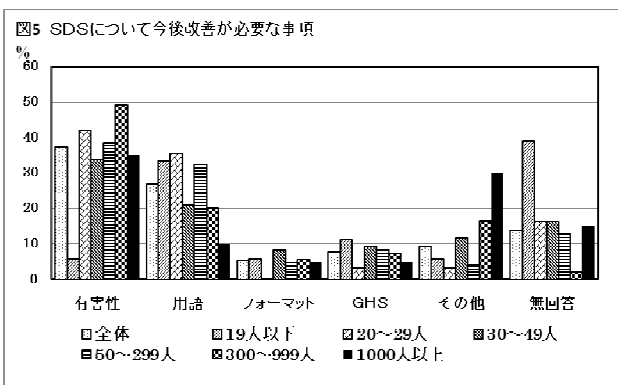
は77.8%が認知しておらず、「知っている」は11.1%に止まった。規模が大きいほど認知度は高かった。(図3)



(7) GHS 導入で MSDS がわかり易くなったかについては、1000人以上では80%が分かりやすくなったと回答したが、30人から999人までの3つの群では40%強に止まった。また29人以下では20%程度であり、GHS 対応 MSDS を提供されていないとの回答が50%を超えた。(図4)



(8) MSDS の改善が必要な事項としては、「有害性の程度が分かり難い」、「作業者に分かり難い用語が多い」の割合が高かった。(図5)



(9) 作業者に理解されるように MSDS を書き直している事業場は全体で17.2%に過ぎず、74.4%の事業場ではMSDS を書き直してはいなかった。

(10) アンケート調査の結果、最も使用頻度が高かったトル

エンについて、GHS 対応の化学物質取り扱いマニュアルを試作し、トルエンを使用する12事業場に掲示して作業者等の意見を聴取し、この意見等を反映させ最終版(図7)を作成した。更に、キシレン、イソプロピルアルコール、酢酸エチル、硫酸、ホルムアルデヒド(FA)水溶液、FA病理検査について、夫々の取り扱いマニュアルを作成した。

(11) 化学物質管理状況(MSDSの提供状況、購入または使用前の有害性評価、使用薬品リスト作成、使用職場内のMSDS備付又は掲示)について、平成12年度(50人以上)、平成14年度(50人未満)と、平成20年度の50人以上群と50人未満群とを夫々比較検討したが、6~8年の間に若干の進歩のあった項目もあるが大きな変化はなかった。

4 まとめと考察

化学物質の情報として最も重要な MSDS について、請求しなければ入手できない状況が6~8年前から改善されていないこと、GHS 対応 MSDS が全体として30%程度しか使用されていないこと、GHS の認知状況が化学物質管理者、産業医にも十分でないことが明らかとなった。

GHSによる化学物質の危険有害性情報は、極めて有用であるので、神奈川産業保健推進センターとして、この情報の伝達、更に、作業工程に則した“GHS 対応の化学物質取り扱いマニュアル”の作成を推進することとしたい。

図7

